

令和4年8月豪雨被災事業者経営支援交付金

【申請要領】

令和4年8月3日からの大雨等による災害に被災し事業活動に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える交付金を交付します。

1 交付対象者

《要件》

交付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 法人の場合は本店を、個人事業主は住所を町内に有する事業者。（農林漁業、医療・福祉、郵便局、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体は対象外）
- (2) 令和4年8月3日からの大雨等により被災し、被災証明書もしくは災証明書の交付を受けている者。
- (3) 令和4年8月の売上げが前年もしくは前々年の8月と比較し10パーセント以上減少している者。
- (4) 次の「別掲：暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、交付事業の実施期間内・交付事業完了後も該当しないことを誓約する者。
- (5) 引き続き事業を継続していく意思がある者。

町内で事業を行う個人事業主（町外住所）について

個人事業主（町外住所）は、以下の要件に該当すれば、申請することができます。詳しくはお問い合わせください。

- ①町内のみで事業を行っていること。
- ②町民を一人以上雇用していること。
- ③上記の(2)~(5)の要件をすべて満たしていること。

新規創業者の特例について

令和3年9月以降に創業した新規創業者については、前年もしくは前々年8月との比較ができないため発災月の前月（令和4年7月）の売上と比較するものとします。

2 交付金額

交付金額は、以下の区分に応じた額を交付します。

- (1) 法人 上限30万円
- (2) 個人事業者 上限15万円

《交付金算定の考え方》

※交付金の額は、令和4年8月の売上を、前年もしくは前々年8月の売上より減じて得た額とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

【被災事業者支援事業】

《事業収入の考え方》

(1) 法人

法人事業概況説明書における「売上（収入）高」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(2) 個人事業者

※青色申告を行っている場合、前年または前々年同月の事業収入は、当該年の所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額とします。

※白色申告を行っている場合、または確定申告書に「所得税青色申告決算書（現金主義用）」を添付した場合や住民税の申告書類の控えを用いる場合に、月次の事業収入を確認できる書類を添付できないときは、前年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

3 申請手続き

《申請受付先》

川西町商工会（川西町大字上小松1736番地の2）

電話：0238-46-2020

《申請受付期間》

令和4年9月15日（木）から令和4年10月31日（月）まで（上記受付先必着）

《提出書類》 ※ホームページに申請書類（Word版、Excel版）を掲載しています。

(1) 令和4年8月豪雨被災事業者経営支援交付金交付申請書（様式第1号）

(2) 川西町が発行する被災証明書又はり災証明書の写し

・店舗兼住宅の場合のみ、り災証明書の添付を可とします。事業所が被災している場合は被災証明書の交付を受けてください。（交付場所：川西町税務会計課）

(3) 交付金該当確認書（様式第2号）

(4) 主たる業種及び令和3年分の売上高確認書類

ア 法人

・比較対象（令和3年又は令和2年の8月）を含む会計年度の確定申告書（別表1）の写し、及び法人事業概況説明書の写し（税務署の受付日付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）又は電子申告をしたことがわかる書類を添付）

イ 個人

・比較対象（令和3年又は令和2年の8月）を含む年分の確定申告書（第1表）の写し、青色申告の場合は所得税青色申告決算書の写し、白色申告を行っている場合は収支内訳書の写し（税務署の受付日付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）又は電子申告をしたことがわかる書類を添付）

(5) 対象経費の確認書類

・令和4年8月の売上がわかるもの（売上台帳、月次決算書、残高試算表等）

【被災事業者支援事業】

(6) 振込口座確認書類

- ・申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いたページ）

(7) 本人確認書類（個人事業主の場合のみ）

- ・マイナンバーカード、運転免許証、など

※新規創業者については、開業届など令和3年9月以降に創業したことがわかる書類を提出してください。

※その他、申請内容によっては追加資料を求める場合があります。

4 審査方法・結果の通知

《交付対象の決定方法》

交付対象は、以下の審査項目に基づき随時審査を行ったうえで、交付金の交付を決定します。

○審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。

要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 交付対象者」の要件に合致すること

《結果の通知》

認定結果は交付決定・額の確定通知書（様式第3号）により通知します。

5 スケジュール（予定）

	実施時期
申請受付	令和4年9月15日（木）～令和4年10月31日（月）
交付決定	随時

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

別掲：暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、交付金の交付の申請をするにあたって、また、交付事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（川西町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（川西町暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（川西町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。